

みえICT・データサイエンス推進協議会
(三重県IoT推進ラボ) 運営要領

(名称)

第1条 この協議会は、みえICT・データサイエンス推進協議会（三重県IoT推進ラボ）（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、産学官の連携により、中小企業等におけるICT導入やデータ活用による新事業創出・地域課題解決にかかる県内の取組を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) ICT導入やデータ活用促進のためのセミナー、マッチング等の実施
- (2) ICT・データ活用プロジェクトの創出に向けた専門家等による支援
- (3) ICT・データ活用人材の育成
- (4) 会員の連携によるプロジェクトの推進と自立化支援
- (5) その他前条の目的を達成するための事業

(会員)

第4条 協議会の会員は、企業、大学、団体、地方自治体その他前条の事業を実施するために相応しいものとする。

2 協議会に入会を希望する者は、その旨を事務局に申し出るものとする。

(組織)

第5条 協議会の運営組織を次の各号に掲げるものとする。

(1) 全体会

会員全員で組織し、第3条に掲げる事業について情報交換及び議論を行う。

(2) 企画運営会議

協議会の運営や第3条に掲げる事業企画についての検討を行う。

(3) ICT・データ活用サポートネットワーク

協議会の会員で組織し、ICTやデータを活用した取組に対する支援を行う。

(4) プロジェクトワーキンググループ

第3条に掲げる事業を推進するために、必要に応じてプロジェクトワーキンググループを置くことができる。

(開催)

第6条 前条の運営組織の会議は、全体会は年1回程度、プロジェクトワーキンググループは必要に応じ随時開催するものとする。

(経費)

第7条 協議会の会費は、無料とする。

- 2 事業の実施及び会議の開催経費は、原則として三重県が負担することとし、会議参加のための旅費等は会員の自己負担とする。
- 3 プロジェクトワーキンググループの活動に必要な費用は、原則として会員の自己負担とする。ただし、特別な場合は三重県が支弁する。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、事務局を三重県デジタル社会推進局デジタル事業推進課に置く。

- 2 プロジェクトワーキンググループの事務局は提案会員とともに、プロジェクト等に関係する県の担当課が連携して行う。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会員の合意に基づいて決定することとする。

附 則

この要領は、令和2年10月30日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。